



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例	消 防 保 安 室
○長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	県 民 セ ン タ ー
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人 事 課
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	新 行 政 推 進 室
○長崎県手数料条例の一部を改正する条例	財 政 課
○長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	市 町 村 課
○長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例の一部を改正する条例	物 産 ブ ラ ン ド 推 進 課
○雲仙公園使用条例の一部を改正する条例	自 然 環 境 課
○長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正する条例	医 療 人 材 対 策 室
○長崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	国 保 ・ 健 康 増 進 課
○長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	障 害 福 祉 課
○長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	障 害 福 祉 課 こ だ も 未 来 課 こ だ も 家 庭 課
○長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	都 市 政 策 課
○長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議 会 事 務 局
○市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例	教 職 員 課
○長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	警 務 課
○武道館条例の一部を改正する条例	〃

## 条 例

長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県条例第1号

長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

長崎県危険物等に係る事務手数料条例（平成12年長崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第3（第2条関係）						別表第3（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～13	略					1～13	略				
14	政令第18条第	製造保安責任	(1) 乙種化学責任	1件	11,600円	14	政令第18条第	製造保安責任	(1) 乙種化学責任	1件	9,300円

	2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	者試験手数料	者免状に係る製造保安責任者試験	(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、 <u>11,100円</u> )	
			(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件 10,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>9,800円</u> )	
			(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件 11,600円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>11,100円</u> )	
			(4) 第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件 11,600円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>11,100円</u> )	
			(5) 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件 10,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>9,800円</u> )	
15	法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験	1件 9,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>8,500円</u> )	
			(2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験	1件 7,200円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>6,700円</u> )	
16~20 略					

別表第5 (第2条関係)

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1~6 略					
7	法第35条の6第1項の規定に基づく保安	液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	(1)及び(2) 略 (3) 当該申請を行	1件	<u>98,000円</u>

	2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	者試験手数料	者免状に係る製造保安責任者試験	(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、 <u>8,800円</u> )	
			(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件 8,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>8,200円</u> )	
			(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件 9,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>8,800円</u> )	
			(4) 第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件 9,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>8,800円</u> )	
			(5) 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件 8,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>8,200円</u> )	
15	法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験	1件 7,900円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>7,400円</u> )	
			(2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験	1件 6,200円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>5,700円</u> )	
16~20 略					

別表第5 (第2条関係)

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1~6 略					
7	法第35条の6第1項の規定に基づく保安	液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	(1)及び(2) 略 (3) 当該申請を行	1件	<u>110,000円</u>

	確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査		う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合						
8	略								
9	法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料		1件	1万5,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額			1件	1万7,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
10~19	略								
20	法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験手数料		1件	23,200円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、22,700円)			1件	21,400円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、20,900円)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第2号

長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(6)~(11) 略</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条各号（第2号を除く。）に規定する個人情報</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 この章（第1節を除く。）の規定は、刑事事件若しくは</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(6)~(11) 略</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 この章（第1節を除く。）の規定は、刑事事件若しくは</p>

<p>少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）及び法律の規定により個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。</p> <p>3及び4 略 （適用除外）</p> <p>第51条 個人情報の保護に関する法律第57条第1項各号に掲げる者及び同法第16条第8項の学術研究機関等（同法第18条第3項第5号の学術研究目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）については、この章の規定を適用しない。</p>	<p>少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）及び法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。</p> <p>3及び4 略 （適用除外）</p> <p>第51条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項各号に掲げる者については、この章の規定を適用しない。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第3号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（夜間勤務手当）</p> <p>第16条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（管理又は監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 略 （勤勉手当）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100</p>	<p>（夜間勤務手当）</p> <p>第16条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（管理又は監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略 （勤勉手当）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>

分の55) を乗じて得た額の総額 3～5 略	3～5 略
---------------------------	-------

(市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和32年長崎県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(休日勤務手当)</p> <p>第13条 祝日法による休日等(市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日が市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内</u>で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(休日勤務手当)</p> <p>第13条 祝日法による休日等(市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日が市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内</u>で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長崎県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員給与条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する市町村立学校職員給与条例第15条の2第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、市町村立学校職員給与条例第16条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(職員給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員給与条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する市町村立学校職員給与条例第15条の2第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、市町村立学校職員給与条例第16条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和31年長崎県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

(常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(昭和34年長崎県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額の100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額の100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

(長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第6条 長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成12年長崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(手当)</p> <p>第4条 地域手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(手当)</p> <p>第4条 地域手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

(会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第7条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年長崎県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(報酬の特例)</p> <p>第7条 特別の事情により第3条から前条までの規定による報酬の額により難いときは、これらの規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の報酬を日額として算定した場合の額が39,500円を超えない範囲内において任命権者が人事委員会と協議して定める報酬の額とする。</p>	<p>(報酬の特例)</p> <p>第7条 特別の事情により第3条から第6条までの規定による報酬の額により難いときは、これらの規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の報酬を日額として算定した場合の額が39,500円を超えない範囲内において任命権者が人事委員会と協議して定める報酬の額とする。</p>

<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 施行日の前日(以下「基準日」という。)において法第3条第3項第3号に規定する特別職として報酬を月額で支給され、かつ、施行日において基準日と同一の職にパートタイム会計年度任用職員として新たに採用された職員で、施行日以降におけるその者の受ける報酬月額(第5条に規定する地域手当に相当する報酬を含む。以下「新報酬月額」という。)により算出される年収額が基準日における報酬月額により算出される年収額(以下「旧年収額」という。)に達しないこととなる職員には、施行日から令和7年3月31日までの間、新報酬月額のほか、旧年収額と新報酬月額により算出される年収額との差額を14.40で除して得た額を報酬として支給する。</p> <p>3 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 施行日の前日(以下「基準日」という。)において法第3条第3項第3号に規定する特別職として報酬を月額で支給され、かつ、施行日において基準日と同一の職にパートタイム会計年度任用職員として新たに採用された職員で、施行日以降におけるその者の受ける報酬月額(第5条に規定する地域手当に相当する報酬を含む。以下「新報酬月額」という。)により算出される年収額が基準日における報酬月額により算出される年収額(以下「旧年収額」という。)に達しないこととなる職員には、施行日から令和7年3月31日までの間、新報酬月額のほか、旧年収額と新報酬月額により算出される年収額との差額を14.55で除して得た額を報酬として支給する。</p> <p>3 略</p>
--	--

(一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 一般職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年長崎県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(防疫等作業手当の特例)</p> <p>第5条の2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>であるものに限る。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、次の各号に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、前条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略 (病虫害防除指導手当)</p> <p>第15条 病虫害防除指導手当は、<u>農林技術開発センター環境研究部門病虫害発生予察室</u>に勤務する職員で、植物の検疫、病虫害の発生予察及び防除並びに防除に対する指導の業務に従事し、かつ、その勤務の状態が人事委員会規則で定める要件に該当するものに対して支給する。</p> <p>2 略 (災害応急作業等手当)</p> <p>第22条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域(人事委員会がこれに準ずると認める地域を含む。次項において「警戒区域等」という。)で行う災害状況の調査、巡回監視又は工事の監督等の作業</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項各号に規定する作業に従事する職員が、特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。以下同じ。)に対処するため、当該各号に規定する作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以</p>	<p>(防疫等作業手当の特例)</p> <p>第5条の2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)</u>から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、次の各号に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、前条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略 (病虫害防除指導手当)</p> <p>第15条 病虫害防除指導手当は、<u>病虫害防除所</u>に勤務する職員で、植物の検疫、病虫害の発生予察及び防除並びに防除に対する指導の業務に従事し、かつ、その勤務の状態が人事委員会規則で定める要件に該当するものに対して支給する。</p> <p>2 略 (災害応急作業等手当)</p> <p>第22条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを<u>勧告</u>され、若しくは指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域(人事委員会がこれに準ずると認める地域を含む。次項において「警戒区域等」という。)で行う災害状況の調査、巡回監視又は工事の監督等の作業</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項各号に規定する作業に従事する職員が、特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。以下同じ。)に対処するため、当該各号に規定する作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事</p>

<p>上従事したときは、前項各号に定める額に次に掲げる額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算して支給する。 (1)及び(2) 略</p>	<p>委員会規則で定める期間以上従事したときは、前項各号に定める額に次に掲げる額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算して支給する。 (1)及び(2) 略</p>
---	---

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第9条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の特例) 第5条の2 警察職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。</u>以下同じ。）に係る警察業務であって、次の各号に掲げる作業に従事したときは、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。 (1)～(3) 略</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の特例) 第5条の2 警察職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。</u>以下同じ。）に係る警察業務であって、次の各号に掲げる作業に従事したときは、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。 (1)～(3) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による職員の給与に関する条例第16条の改正規定、第2条の規定による市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例第13条の改正規定、第7条の規定による会計年度任用職員の報酬等に関する条例第7条の改正規定並びに第8条及び第9条の規定は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に職員（人事委員会規則又は任命権者の定める規則で定める職員を除く。）に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第5条第2項、第4条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第3条第2項、第5条の規定による改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例第3条第2項又は第6条の規定による改正後の長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び職員の給与に関する条例第20条第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第23条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、第2条の規定による改正後の市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例第16条第2項（同条第3項又は改正後の任期付職員条例第5条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例第16条第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第19条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長崎県条例第17号）第4条第1項若しくは第8条前段又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年長崎県条例第4号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げる当該期末手当の額の算定にあたり適用された規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（次号において「改正前の職員給与条例」という。）第20条第2項又は第2条の規定による改正前の市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（次号において「改正前の教職員給与条例」という。）第16条第2項 127.5分の15（特定幹部職員にあっては107.5分の15）
- (2) 改正前の職員給与条例第20条第3項又は改正前の教職員給与条例第16条第3項 72.5分の10
- (3) 第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項若しくは第3項、第



4条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第3条第2項、第5条の規定による改正前の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例第3条第2項又は第6条の規定による改正前の長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条 167.5分の10 (委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則又は任命権者の定める規則で定める。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

**長崎県条例第4号**

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p>
<p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p> <p>第26条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p>

<p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。  <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u>                  第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。                  (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施                  (2) 育児休業に関する相談体制の整備                  (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置                  (規則への委任)                  第28条 略</p>	<p>(規則への委任)                  第26条 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第5号

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(市町村が処理する事務の範囲等)			(市町村が処理する事務の範囲等)		
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。			第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		
部局	事務	市町村	部局	事務	市町村
略			略		
県民生活環境部関係	1～4 略		県民生活環境部関係	1～4 略	
	5 長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 条例第2条第2項の規定による営業施設の基準の緩和に関すること。 イ 略	略		5 長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 条例第2条第4項の規定による営業施設の基準の緩和に関すること。 イ 略	略
	6～18 略			6～18 略	
福祉保健部関係	1～36 略		福祉保健部関係	1～36 略	
	37 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2章第3節第3款に規定する施設型給付費及び地域型保育給付費等に係る処遇改善等加算の認定に関すること。	大村市、平戸市、松浦市、雲仙市、南島原市及び小値賀町		37 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2章第3節第3款に規定する施設型給付費及び地域型保育給付費等に係る処遇改善等加算の認定に関すること。	大村市、平戸市、松浦市、南島原市及び小値賀町
略			略		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の表県民生活環境部関係の部5の項の改正規定は、公布の日から施行する。

長崎県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第6号

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前						
別表第1（第2条関係） 総務部						別表第1（第2条関係） 総務部						
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	
1～4 略						1～4 略						
5	行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の実施	行政書士試験手数料		1件	10,400円	5	行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の実施	行政書士試験手数料		1件	7,000円	
6～8 略						6～8 略						
産業労働部						産業労働部						
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	
1～13 略						1～13 略						
14	電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料		1件	2,700円	14	電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料		1件	2,100円	
15～20 略						15～20 略						
土木部						土木部						
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	
1～33 略						1～33 略						
34	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録手数料		1件	600円	34	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録手数料	一の建築物における登録に係る住宅（以下この項において「住宅」という。）の戸数が1戸の場合（共同居住型住宅の場合にあっては「戸数」とあるのは「室数」と、「戸」とあるのは「室」とする。以下この項において同じ。）	1件	600円	
										住宅の戸数が2戸以上4戸以下の場合	1件	600円
										住宅の戸数が5戸以上9戸以下の場合	1件	700円
										住宅の戸数が10戸以上19戸以下の場合	1件	800円
										住宅の戸数が20戸以上29戸以下の場合	1件	800円
										住宅の戸数が30戸以上39戸以下の場合	1件	800円
										住宅の戸数が40戸以上49戸以下の場合	1件	900円
										住宅の戸数が	1件	1,000円

			50戸以上99戸 以下の場合		
			住宅の戸数が 100戸以上の 場合	1件	1,300円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第7号

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
<p>1～15 略</p> <p>16 <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条から第26条までの規定による保護の変更、停止若しくは廃止に伴う費用若しくは第63条の規定による費用の返還若しくは同法第77条の2若しくは第78条の規定による徴収金の徴収に関する債務者若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p> <p>17 <u>長崎県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年長崎県条例第27号）第5条第1項の規定による修学資金の返還に関する債務者若しくはその相続人若しくは当該債務者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p> <p>18 <u>児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する債務者若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p> <p>19 <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定により支給される児童扶養手当の返還に関する債務者若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p> <p>20 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項、第32条第1項、附則第3条第1項若しくは附則第6条第1項の規定による貸付金の償還に関する債務者若しくはその相続人若しくは当該債務者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p>	<p>1～15 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第8号

長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例の一部を改正する条例

長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例（平成27年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(運用上の配慮) 第6条 この条例の運用に当たっては、乾杯に関する個人の嗜好及び意思を尊重するとともに、アルコール健康障害(アルコール依存症その他の多量の飲酒、<u>20歳未満の者の飲酒</u>、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害)及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題の防止に配慮するものとする。</p>	<p>(運用上の配慮) 第6条 この条例の運用に当たっては、乾杯に関する個人の嗜好及び意思を尊重するとともに、アルコール健康障害(アルコール依存症その他の多量の飲酒、<u>未成年者の飲酒</u>、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害)及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題の防止に配慮するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

雲仙公園使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第9号

雲仙公園使用条例の一部を改正する条例

雲仙公園使用条例(昭和26年長崎県条例第87号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
土地使用料	1平方メートル 1年につき	<u>604円</u> 。ただし、消費税の課税対象となる場合 <u>664円</u>	土地使用料	1平方メートル 1年につき	<u>755円</u> 。ただし、消費税の課税対象となる場合 <u>830円</u>
源泉使用料	1箇所 1年につき	<u>1万8,408円</u>	源泉使用料	1箇所 1年につき	<u>2万2,100円</u>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第10号

長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

長崎県医学修学資金等貸与条例(平成17年長崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(<u>医学修学資金の貸与</u>) 第3条 知事は、毎年度予算の範囲内において、<u>医学修学資金</u>を貸与することができる。 (修学資金等の貸与額等) 第4条 略</p> <p><u>2</u> 略 <u>3</u> <u>医学修学資金の貸与を受けることができる期間は、医学修学資金の貸与の決定を受けた日の属する月(当該月の属する年度の4月から修学している場合は4月)から、正規の修学期間の修了する日の属する月までとする。</u></p>	<p>(<u>修学資金等の貸与</u>) 第3条 知事は、毎年度予算の範囲内において、<u>修学資金等</u>を貸与することができる。 (修学資金等の貸与額等) 第4条 略 <u>2</u> <u>自治医科大学修学資金の貸与の対象となる経費は医学の修学に要する経費とし、その限度額は月額7万円以内とする。</u> <u>3</u> 略 <u>4</u> <u>修学資金等の貸与を受けることができる期間は、修学資金等の貸与の決定を受けた日の属する月(当該月の属する年度の4月から修学している場合は4月)から、正規の修学期間の修了する日の属する月までとする。</u></p>

(貸与の取消及び停止)

第5条 知事は、医学修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、医学修学資金の貸与を取り消すことができる。

(1)～(4) 略

(5) 医学修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(6) 偽りその他不正な手段により医学修学資金の貸与を受けたとき。

(7) その他医学修学生として不適当と認められるとき。

2 知事は、医学修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで医学修学資金の貸与を行わないものとする。

(返還債務の当然免除)

第6条 知事は、医学修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、医学修学資金の返還（利息を含む。）を免除するものとする。

(1) 医師の免許を取得し、知事が指定する医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した後、直ちに長崎県病院企業団等に医師として勤務し、引き続きその医師として勤務した期間（臨床研修の期間を含む。）が医学修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあつてはその医師として勤務した期間（臨床研修の期間を除く。）が、医学修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）（以下「必要勤務期間」という。）以上で、かつ、その2分の1以上の期間（当該期間が1年に満たないときは1年とする。）（当該医学の専門教育科目課程のみの者にあつては知事が定める期間）を長崎県病院企業団等のうち規則で定めるもの（以下「辺地医療機関」という。）に医師として勤務したとき。

(2) 長崎県病院企業団等に医師として勤務中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため医師の業務を継続することができなくなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、必要勤務期間の2分の1を超えて辺地医療機関に医師として勤務した者（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあつては、知事が定める期間を超えて辺地医療機関に医師として勤務した者）が、知事が別に定める医療機関に医師として勤務したときは、その勤務期間を必要勤務期間に算入することができる。

3 第1項第1号の規定の適用については、医学修学生が規則で定める特別の事情により長崎県病院企業団等に医師として勤務することができなかつた場合は、引き続き長崎県病院企業団等に医師として勤務していたものとみなす。この場合において、当該医師として勤務することができなかつた期間は、必要勤務期間に算入しないものとする。

4 前項の医師として勤務することができなかつた期間で規則で定める期間は、第4条第2項の規定にかかわらず、利息を付さないものとする。

第7条 知事は、自治医科大学修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、自治医科大学修学資金の返還（利息を含む。）を免除するものとする。

(1) 義務年限終了後、引き続き地域の医療機関等のうち規則で定めるものに医師として勤務し、自治医科大学修学資金の貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間（当該期間が1年に満たないときは1年とする。以下「自治医科大学必要勤務期間」という。）以上医師として勤務

(貸与の取消及び停止)

第5条 知事は、医学修学生又は自治医科大学修学生（以下「医学修学生等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の貸与を取り消すことができる。

(1)～(4) 略

(5) 修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき。

(6) 偽りその他不正な手段により修学資金等の貸与を受けたとき。

(7) その他医学修学生等として不適当と認められるとき。

2 知事は、医学修学生等が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで修学資金等の貸与を行わないものとする。

(返還債務の当然免除)

第6条 知事は、医学修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、医学修学資金の返還（利息を含む。）を免除するものとする。

(1) 医師の免許を取得し、知事が指定する医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した後、直ちに長崎県病院企業団等の職員となり、引き続きその職員として在職した期間（臨床研修の期間を含む。）が医学修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあつてはその職員として在職した期間（臨床研修の期間を除く。）が、医学修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）（以下「必要勤務期間」という。）以上で、かつ、その2分の1以上の期間（当該医学の専門教育科目課程のみの者にあつては知事が定める期間）を長崎県病院企業団等のうち規則で定めるもの（以下「辺地医療機関」という。）に在職したとき。

(2) 長崎県病院企業団等に職員として在職中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため医師の業務を継続することができなくなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、必要勤務期間の2分の1を超えて辺地医療機関に在職した者（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあつては、知事が定める期間を超えて辺地医療機関に在職した者）が、知事が別に定める医療機関に勤務したときは、その勤務期間を必要勤務期間に算入することができる。

第7条 知事は、自治医科大学修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、自治医科大学修学資金の返還（利息を含む。）を免除するものとする。

(1) 義務年限終了後、引き続き地域の医療機関等のうち規則で定めるものの職員となり、自治医科大学修学資金の貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間（当該期間が1年に満たないときは1年とする。以下「自治医科大学必要勤務期間」という。）以上在職したとき。

したとき。

- (2) 長崎県病院企業団等又は地域の医療機関等に医師として勤務中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため医師の業務を継続することができなくなったとき。

2 前項第1号の規定の適用については、自治医科大学修学生が規則で定める特別の事情により地域の医療機関等のうち規則で定めるものに医師として勤務することができなかった場合は、引き続き地域の医療機関等のうち規則で定めるものに医師として勤務していたものとみなす。この場合において、当該医師として勤務することができなかった期間は、自治医科大学必要勤務期間に算入しないものとする。

3 前項の医師として勤務することができなかった期間で規則で定める期間は、第4条第2項の規定にかかわらず、利息を付さないものとする。

(返還)

第8条 医学修学生又は自治医科大学修学生（以下「医学修学生等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、1年以内にその貸与の決定を受けた日から返還する日までの利息を付して修学資金等を返還しなければならない。

- (1) 略
- (2) 医学修学生が大学卒業後、正当な理由がなく相当期間内に医師の免許を取得しなかったとき、又は臨床研修修了後、直ちに長崎県病院企業団等に医師として勤務しなかったとき。
- (3) 自治医科大学修学生が義務年限終了後、引き続き地域の医療機関等に医師として勤務しなかったとき。
- (4) 長崎県病院企業団等又は地域の医療機関等に医師として勤務し、その勤務期間が第6条第1項第1号又は前条第1項第1号の期間に達しなかったとき。

(返還債務の裁量免除)

第9条 知事は、医学修学生等が死亡（第6条第1項第2号又は第7条第1項第2号に該当する場合を除く。）若しくは心身の著しい障害又は災害その他やむを得ない理由により、修学資金等の返還が困難であると認めるときは、前条の規定にかかわらず、修学資金等の全部又は一部の返還（利息を含む。）を免除することができる。

(返還の猶予)

第10条 知事は、医学修学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する間、修学資金等の返還（利息を含む。以下この条において同じ。）を猶予することができる。

- (1) 医学修学生が臨床研修修了後、直ちに長崎県病院企業団等に医師として勤務し、引き続き医師として勤務しているとき。
- (2) 医学修学生が第6条第2項に規定する知事が別に定める医療機関に医師として勤務しているとき。
- (3) 自治医科大学修学生が、長崎県病院企業団等、地域の医療機関等又は第6条第2項に規定する知事が別に定める医療機関に医師として勤務しているとき。
- (4) 略

(貸与の申請)

第11条 医学修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 医学修学生は、貸与の決定を受けた年の翌年から、毎年4月15日までに規則の定めるところにより、知事に必要書類を提出しなければならない。

- (2) 長崎県病院企業団等又は地域の医療機関等に職員として在職中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため医師の業務を継続することができなくなったとき。

(返還)

第8条 医学修学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、1年以内にその貸与の決定を受けた日から返還する日までの利息を付して修学資金等を返還しなければならない。

- (1) 略
- (2) 医学修学生が大学卒業後、正当な理由がなく相当期間内に医師の免許を取得しなかったとき、又は臨床研修修了後、直ちに長崎県病院企業団等の職員とならなかったとき。
- (3) 自治医科大学修学生が義務年限終了後、引き続き地域の医療機関等に勤務しなかったとき。
- (4) 長崎県病院企業団等又は地域の医療機関等に在職し、その在職期間が第6条第1項第1号又は前条第1号の期間に達しなかったとき。

(返還債務の裁量免除)

第9条 知事は、医学修学生等が死亡（第6条第1項第2号又は第7条第2号に該当する場合を除く。）若しくは心身の著しい障害又は災害その他やむを得ない理由により、修学資金等の返還が困難であると認めるときは、前条の規定にかかわらず、修学資金等の全部又は一部の返還（利息を含む。）を免除することができる。

(返還の猶予)

第10条 知事は、医学修学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する間、修学資金等の返還（利息を含む。以下この条において同じ。）を猶予することができる。

- (1) 医学修学生が臨床研修修了後、直ちに長崎県病院企業団等の職員となり、引き続き勤務しているとき。
- (2) 医学修学生が第6条第2項に規定する知事が別に定める医療機関に勤務しているとき。
- (3) 自治医科大学修学生が、長崎県病院企業団等、地域の医療機関等又は第6条第2項に規定する知事が別に定める医療機関に勤務しているとき。
- (4) 略

(貸与の申請)

第11条 修学資金等の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 医学修学生等は、貸与の決定を受けた年の翌年から、毎年4月15日までに規則の定めるところにより、知事に必要書類を提出しなければならない。

<p>(連帯保証人) 第12条 <u>医学修学資金</u>の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、2人の連帯保証人を立てなければならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合は、<u>連帯保証人を1人</u>とすることができる。</p> <p>2 前項の連帯保証人は、<u>医学修学生</u>と連帯して債務を負担するものとする。</p> <p>(貸与の決定) 第13条 知事は、第11条の申請があったときは、申請の内容を審査し、<u>適当と認める</u>ときは、<u>医学修学資金</u>の貸与を決定する。</p>	<p>(連帯保証人) 第12条 <u>修学資金等</u>の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、2人の連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>2 前項の連帯保証人は、<u>医学修学生等</u>と連帯して債務を負担するものとする。</p> <p>(貸与の決定) 第13条 知事は、第11条の申請があったときは、申請の内容を審査し、<u>適当と認める</u>ときは、<u>修学資金等</u>の貸与を決定する。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県医学修学資金等貸与条例第6条第1項第1号の規定は、この条例の施行日以後に貸与される医学修学資金（既に医学修学資金の貸与を受けている者が施行日以後に医学修学資金の貸与の決定を受ける場合の当該医学修学資金を含む。）について適用し、この条例の施行日前にこの条例による改正前の長崎県医学修学資金等貸与条例の規定により貸与された医学修学資金については、なお従前の例による。

長崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第11号

長崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

長崎県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年長崎県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(基金の処分) 第6条 基金は、法第81条の2第1項第1号の規定による資金の貸付け、同項第2号の規定による資金の交付又は同条第2項及び第4項の規定による取崩しを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>附 則 1～3 略 4 前項の規定は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(基金の処分) 第6条 基金は、法第81条の2第1項第1号の規定による資金の貸付け、同項第2号の規定による資金の交付又は同条第2項の規定による取崩しを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>附 則 1～3 略 4 前項の規定は、<u>平成36年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長崎県国民健康保険財政安定化基金条例附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第12号

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。



改正後	改正前
<p>(従業者) 第6条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合</p> <p>3及び4 略</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～5 略</p> <p>(従業者) 第74条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3 略</p>	<p>(従業者) 第6条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合</p> <p>3及び4 略</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～5 略</p> <p>(従業者) 第74条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第13号

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童</u>(法第33条の7に規定する<u>児童</u>をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童</u>の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(職員配置)</p> <p>第93条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に<del>応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</del></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 <u>看護職員</u></p> <p>2～9 略</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等</u>(法第33条の7に規定する<u>児童等</u>をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童等</u>の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(職員配置)</p> <p>第93条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に<del>応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</del></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 <u>看護職員</u></p> <p>2～9 略</p>

(長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年長崎県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p>	<p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p>

第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条から第11条まで、第12条（第3項を除く。）、第13条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条（後段を除く。）並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第11条	略	
	入所中の児童（法第33条の7に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	略
	その児童	略
略		

2 略

第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条から第11条まで、第12条（第3項を除く。）、第13条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条（後段を除く。）並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第11条	略	
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	略
	その児童等	略
略		

2 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第14号

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～52 略						1～52 略					
53	宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	宅地建物取引士資格試験手数料		1件	<u>8,200円</u>	53	宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	宅地建物取引士資格試験手数料		1件	<u>7,000円</u>
54～76 略						54～76 略					
備考 略						備考 略					

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第15号

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に議員に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第16号

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正)

第1条 市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和32年長崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定数) 第2条 市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、<u>9,131人</u>とする。</p>	<p>(定数) 第2条 市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、<u>9,087人</u>とする。</p>

(県立学校職員定数条例の一部改正)

第2条 県立学校職員定数条例（昭和32年長崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定数) 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,783人</u> (2) 特別支援学校の職員 <u>1,253人</u></p>	<p>(定数) 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,788人</u> (2) 特別支援学校の職員 <u>1,246人</u></p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第17号

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第7 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料表（第2条関係）						別表第7 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料表（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～7 略						1～7 略					
8	法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	許可証の書換え手数料		1件	1,600円	8	法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	許可証の書換え手数料		1件	1,800円
9～17 略						9～17 略					
別表第9 道路交通法関係手数料表（第2条関係）						別表第9 道路交通法関係手数料表（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～11 略						1～11 略					
12	法第97条の2第3号イ若しくは同号ロ、法第101条の4第2項又は法第101条の7第3項の規定に基づく認知機能検査の実施	認知機能検査手数料		1件	1,050円	12	法第97条の2第3号イ又は法第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施	認知機能検査手数料		1件	750円
13	法第97条の2第3号イ若しくは同号ハ又は法第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施	運転技能検査手数料		1件	3,550円						
14～23 略						13～22 略					
24	法第108条の2第1項各号の規定に基づく講習の実施	講習手数料	(1)～(11) 略			23	法第108条の2第1項各号の規定に基づく講習の実施	講習手数料	(1)～(11) 略		
			(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習						(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習		
			ア 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者を除く。）に対する講習	1人	6,450円				ア 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	1人	5,100円
			イ 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者に限る。）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対す	同	2,900円				イ 小型特殊自動車免許以外の第1種運転	同	5,100円（当該認知機能検査の結果が認知

			る講習					免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	同	同	同	症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、7,950円)
								ウ 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	同	同	同	5,800円
								エ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	同	同	同	2,250円
								オ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	同	同	同	2,250円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、4,450円）
								カ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	同	同	同	2,350円
			(13) 略					(13) 略				
			(14) 若年運転者講習	1人				講習1時間について2,250円				
			(15) 法第108条の2第1項第15号	略								
								(14) 法第108条の2第1項第14号	略			

25	法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	任意講習手数料	に掲げる講習		
			(1) 略		
			に掲げる講習		
			(2) 特定任意高齢者講習		
			ア 普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象者を除く。)に対する講習	1人	6,450円
			イ 普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象者に限る。)又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	同	2,900円
26	法第108条の3、法第108条の3の2又は法第108条の3の3の規定に基づく講習の通知	略			
備考 略					
24	法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	任意講習手数料	に掲げる講習		
			(1) 略		
			(2) チャレンジ講習	1人	2,650円
			(3) 特定任意高齢者講習(簡易)	1人	1,800円
			(4) 特定任意高齢者講習(シニア運転者)		
			ア 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	1人	5,100円
			イ 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	同	5,100円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、7,950円)
25	法第108条の3又は第108条の3の2の規定に基づく講習の通知	略			
備考 略					

別表第12 その他の手数料表(第2条関係)

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	略				
2	認知機能検査員に係る養成講習	認知機能検査員講習手数料	(1) 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者	1人	1,200円
			(2) 自動車安全運転センターが行う研修等を受けていない者	1人	1,450円

別表第12 その他の手数料表(第2条関係)

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	略				
2	認知機能検査員に係る養成講習	認知機能検査員講習手数料	(1) 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者	1人	800円
			(2) 自動車安全運転センターが行う研修等を受けていない者	1人	1,400円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第9及び別表第12の改正規定は、令和4年5月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

**長崎県条例第18号**

武道館条例の一部を改正する条例

武道館条例（昭和41年長崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「少年」とは<u>18歳</u>未満の者をいい、「成人」とは<u>18歳</u>以上の者をいう。</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「少年」とは<u>20歳</u>未満の者をいい、「成人」とは<u>20歳</u>以上の者をいう。</p>

**附 則**

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二一四

印刷所  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
永 岩永印刷所  
泰 明